物品納入事業者のみなさまへ

「庶務デスク」に関するお知らせ②

　横浜市では、新市庁舎移転を契機として、次のとおり、物品購入事務手続きを変更します。

★「庶務デスク」における物品購入事務★

　令和2年度から、各局各課で購入する一定の金額以下の物品について、「発注」、「見積書の徴収」、「納品検査」及び「支払い」などの手続きを、「庶務デスク」に集約し、一括処理することとします。

（物品供給契約を対象とし、印刷製本、修繕、賃貸借及び委託の契約は除きます）。

　本格運用に先立ち、今年度4月より、総務局及びこども青少年局で購入する一部の物品についての契約等の手続きを総務局行政・情報マネジメント課で一括処理しています。

　この試行運用について、新たに次の変更を加えます。

　10月以降、行政・情報マネジメント課が発注する1件100万円未満の物品購入について、電子入札システムを利用した公募型見積合せによる契約手続きを導入します。

　ヨコハマ・入札のとびらの「発注情報検索（物品・委託等）」画面では、契約担当局「その他の区局」をチェックし、案件を検索してください。

〇変更のポイント

　　・行政・情報マネジメント課の権限を一部拡大し、1件10万円以上100万円未満の物品購入も取り扱います（変更前は、10万円以上の物品購入は、財政局契約第二課が契約事務を担当していました）。合わせて、公募型を含めた見積合せによる発注手続きを行います。

　　・行政・情報マネジメント課が発注する100万円以上の物品購入については、引続き財政局契約第二課が契約事務を担当します。

**変更前（１件10万円以上の物品購入）**

＜納品・請求・支払＞

**総務局**※１

**こども青少年局**※２

**物品納入**

**事業者様**

**総務局**

**行政・情報**

**マネジメント課**

**財政局**

**契約第二課**

＜見積合せ・契約・

請書の提出＞

＜物品購入依頼＞

＜契約依頼＞

**変更後（１件10万円以上100万円未満の物品購入）**

**総務局**※１

**こども青少年局**※２

**物品納入**

**事業者様**

**総務局**

**行政・情報マネジメント課**

＜見積合せ・契約・請書の提出・

納品・請求・支払＞

＜物品購入依頼＞

※１　職員共済組合、職員厚生会を除く　　　※２　青少年相談センター、児童相談所等各施設を除く

〇対象物品

　　１件10万円以上100万円未満の物品供給及び物品製造の契約

〇実施時期

　　令和元年10月１日から

（お問合せ先）横浜市中区尾上町１－８　関内新井ビル3階

横浜市総務局行政・情報マネジメント課　辻、山本

電話：045-307-0309｜Ｅメール：so-naibukanri@city.yokohama.jp